

(第一類 第八号)

第四回國會 文部委員會議錄 第五号

昭和二十三年十二月二十二日(日曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君

理事松本 七郎君 理事伊藤 恭一君

理事久保 猛夫君

古賀喜太郎君 平澤 長吉君

星島 二郎君 水谷 昇君

渡邊 良夫君 高津 正道君

田淵 実夫君 松本 淳造君

小島 徹三君 西山富佐太君

大島 多藏君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康麿君

國務大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

文部政務次官 小野 光洋君

文部事務官 劍木 亨弘君

文部事務官 茅 誠司君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

文部次官 井手 成三君

總理廳事務官 羽場 一郎君

専門員 宇野 圓空君

専門員 武藤 智雄君

十二月十二日

委員豊澤雄雄君辞任につき、その補

欠として大島多藏君が議長の指名で

委員に選任された。

十二月十一日

新聞出版用紙制當事務廳設置法附則

第三項の規定に基く同法の継続に対

する國會の確證を求めるの件(内閣

提出、議決第二号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第八号 文部委員會議錄 第五号 昭和二十三年十二月十二日

同日
ザビエル來訪四百年記念式典に対し
國庫補助の陳情書(長崎縣會議長
岡本直行)(第二十六号)

教育予算増額に関する陳情書外一
件(岩手縣下閉伊郡茂井川口ハル外
十八名)(第二十九号)

縣教育委員會委員選舉費全額國庫負
担の陳情書(福岡縣議會議長稲貝稔)
(第三十号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

教育公務員特例法案(内閣提出第一
二号)

新聞出版用紙制當事務廳設置法附則
第三項の規定に基く同法の継続に対
する國會の確證を求めるの件(内閣
提出、議決第二号)

請願

一 教育予算増額に関する請願外十
六件(石川金次郎君紹介)(第二十七
号)

二 山形市立科学研究所における超
短波研究費國庫補助の請願(海野
三朗君紹介)(第五十三号)

三 教育金融庫設置の請願(黒岩
重治君紹介)(第五十四号)

四 手藝料の独立並びに手藝教員檢
定制を復活する請願(黒岩重治
君紹介)(第五十六号)

○國谷委員長 これより會議を開きま
す。

本日の日程の順序を変更いたしましたし
て、日程第二、新聞出版用紙制當事務

廳設置法附則第三項の規定に基く同法
の継続に対する國會の確證を求めるの
件を議題といたします。政府の説明を
求めます。

新聞出版用紙制當事務廳設置法
附則第三項の規定に基く同法の
継続に対する國會の確證を求め
るの件

新聞出版用紙制當事務廳設置法
(昭和二十三年法律第二百一十一号)附
則第三項の規定による國會の確證の
議決を求める。

○森國務大臣 今議題になつておりま
する新聞出版用紙制當事務廳設置法の
継続に関する國會の承認を求める件で
ございますが、新聞用紙制當事務廳
設置の法は國家行政組織法の趣旨に基
いて立案せられて、第二回國會を
通過して、本年八月三日から実施され
たものであります。有効期間がはつ
きり定めてないのであります。毎通
常國會ごとにこの法律を無修正で継続
させることについて、國會の議決によ
る確證を求めることに附則でなつてお
るのであります。これは關係方面との
話し合ひで定められたのであります。用
紙制等を引き続き行ふ必要があるか
いなか。必要がある場合、現行制當
度を存続させることがいかに悪いかに
ついて、國會に再審議の機会を與える
ために、こういふふうに附則が設けて
あるのであります。以上本議案を國會
に提出しまして、御承認を得たいと思
うのであります。

○圓谷委員長 これより質疑に入りま
す。

ただいまの森國務大臣の御説明によ
りますと、新聞出版用紙制當事務廳設
置法は、國家行政組織法の定めるところ
に從つて立案されまして、今年の八
月から法律第二一十一号をもつて公布さ
れたのであります。ただいま御説明
になつたうちに、今後新聞及び出版物
に対する用紙制當の決議機關である
新聞出版用紙制當審査會、これは今立
案中で近くこれが発足するお見込みに
なつてゐるのですか、どうですか。

○森國務大臣 これは法の案が設定
されると同時に、政令をもつて新聞出
版用紙制當審査會令というものが出て
おるのであります。これは從來民間人
で組織されておつた制當委員會を、法
的なものと直すという建前で政令がで
きておるのであります。この政令の
内容は、新聞部會と雑誌出版部會の二
つに委員會がわかれておまして、い

ずれも十人ずつの委員組織になつてお
ります。新聞部からは昭和十六年以前
より存続する東京または大阪における
一般日刊新聞から一人、昭和十六年以
前より存続する東京または大阪におけ
る一般日刊地方新聞から一人、昭和二
十年十月より創刊にかかる一般日刊新
聞から一人、業會新聞または機關新聞
から一人、その他の非日刊新聞から一
名、この五人が業界から出ておりま
す。また學識経験ある者から、宗教
界、教育界または科学界から一人、そ
れから文化界、労働界、農業界、商工
業界から各一名ずつ、この十人をもつ
て新聞部會が設置され、また出版部會
の委員では東京における出版業者の大
なるものから一人、東京における出版
業者の中の大なるものにして、雑誌等
も発行している者の中から一人、東京
における出版業者の小さなものの中か
ら一人、東京における出版業者の少な
るものにして雑誌を発行している者の
中から一人、東京以外における出版業
者の中から一人このほか今新聞部會
で申したように、宗教界、教育界、科学
界、文化界、労働界、農業界、商工業
界の學識経験者より五名、いずれも十
人の委員組織で審査會ができて、この
制當廳においていろいろの事情によつ
て原案をつくつたものをこの委員會へ
付議して、それが妥當であるかどうか
を審議して制當分量を検討することに
なつております。これは政令とともに
關係方面の了解を求めるはずになつ
て、すでに政府としてはこの成案と

ずれも十人ずつの委員組織になつてお
ります。新聞部からは昭和十六年以前
より存続する東京または大阪における
一般日刊新聞から一人、昭和十六年以
前より存続する東京または大阪におけ
る一般日刊地方新聞から一人、昭和二
十年十月より創刊にかかる一般日刊新
聞から一人、業會新聞または機關新聞
から一人、その他の非日刊新聞から一
名、この五人が業界から出ておりま
す。また學識経験ある者から、宗教
界、教育界または科学界から一人、そ
れから文化界、労働界、農業界、商工
業界から各一名ずつ、この十人をもつ
て新聞部會が設置され、また出版部會
の委員では東京における出版業者の大
なるものから一人、東京における出版
業者の中の大なるものにして、雑誌等
も発行している者の中から一人、東京
における出版業者の小さなものの中か
ら一人、東京における出版業者の少な
るものにして雑誌を発行している者の
中から一人、東京以外における出版業
者の中から一人このほか今新聞部會
で申したように、宗教界、教育界、科学
界、文化界、労働界、農業界、商工業
界の學識経験者より五名、いずれも十
人の委員組織で審査會ができて、この
制當廳においていろいろの事情によつ
て原案をつくつたものをこの委員會へ
付議して、それが妥當であるかどうか
を審議して制當分量を検討することに
なつております。これは政令とともに
關係方面の了解を求めるはずになつ
て、すでに政府としてはこの成案と

もにその筋に了解を求めておりますが、どういふ関係でありますか、未だに承認を得られないというやうなことで、それがために従来民間の自治的にできておつたところの委員会を、自分の間それによつて処理するよりしかたがない。こういう不自然な形になつております。しかもとくこの政令の趣旨に沿つて関係方面との了解を得て、ぜひとも本年内にはこの政令に基いた審議会の設置を正當なルートに乗せたい。かように考へてゐるわけでありませう。

○松本(七)委員 例のレマルクの凱旋門が翻訳として市場に出ておるのでありますが、これは聞くところによると正式の翻訳権を拂つていないといふことであります。しかもそれはある年あたりですが、こういうものの用紙の割当はどうか、こういうものの用紙の割当はどうか、というものであります。

○羽場説明員 だいたいの書籍につきましてはこれは翻訳権の問題で、所管は文部省の関係にあると思ひますが、割当の方はまだ第一回の分をおそらく割当てておるわけなのであります。けれども、一應全然問題のない條件のときに割当てしたのであります。その後の措置につきましてはさらに研究してみたいと思つております。

○松本(七)委員 問題のない条件のときというのはどういふときですか。

○羽場説明員 翻訳権の問題は実は私の方で取扱つておりませんので、申請のあつた書籍につきましては、一應内容判断という立場から割当をしておるわけでありませう。

○松本(七)委員 そうすると翻訳権の調査なしにどん／＼割当てられるので

○羽場説明員 それはただいまの出版協会がその翻訳権の問題を取扱つておりますので、一應割当をきめておられます。その翻訳権の問題についてはつきりするまでは、いわゆる切符を發行しないという状況にあるわけでありませう。

○松本(七)委員 そうするとあとから翻訳権の問題が出たときに、もし正式の翻訳権がないといふときには、その割当のあつたものはどうなりますか。

○羽場説明員 その割当は取消すといふことになりませう。

○伊藤(泰)委員 この出版用紙割当につきましては、従来初版のものには非常にむづかしいやうな状況にあるやうであります。しかしながら現在の社会の民主化をはかるためには、實際それを研究して、十分なる力を持つておる人がこれを發行したいといふやうなときには、これは当然許可すべきであると思ひます。ところが以前からのものはこれをほとんど黙認的に許可せられるけれども、初版のものは非常にむづかしいといふことで、社会一般では非常に困つておる点が多いのであります。そういう点については、一つともこれはその筋の関係もあるでありますが、やうが、これはやはり政府としては十分にこれを検討して、初版であらうが、何であらうが、許可すべきものは当然取入れてやつていただくやうにしなければ、ほんとうの民主化がでないといふことを考へますが、その点の御意見をひとつ伺ひたい。

○森國務大臣 だいたいの御意見まことに同感であります。御承知のこの新聞用紙、雑誌用紙はある数量を商工省の方から割当てられておりました。これを増減することはその出版物の増減に比例しないのである。たとえば新聞におきまして、この十一月八日に購読者の自由意思によつて新聞の購読をいたしました。そしてその増減によつて現在割当てておる。甲の新聞から乙の新聞、乙の新聞から甲の新聞という移動を認めたのであります。あるいは一紙ふえれば一紙が減るといふやうな條件に、新聞用紙の用紙といふものも一定のわくにはめられておるのであります。雑誌におきましても、すでに今日発行されておる雑誌等においては、それだけのわくをはめられておりますので、新しき雑誌を發行する、書籍を發行するといふ場合には、過去の実績からそれだけのものを生み出して行かなければならぬ。もとより日刊雑誌とか、週刊雑誌といふものと性質が違ひまして、市販のものは初版、重版になりましても、その部数がある程度ふえるものもありませう。減るものもありませうから、新聞のように考へられませうけれども、できるだけ市販のものはこれを出して行きたい。

これは一箇月ごとに割当原案をきめて委員会をやつておるのであります。そういうふうな商工省の方から雑誌にこれだけ、新聞にこれだけとはつきりしたわくをきめて、與へられておる範囲において仕事をするのであります。それから、出したと思ふ雑誌も思ふやうに出せないこともあるわけでありませう。しかし予定しております重版のものが毎月々々出て来るものではありませうから、これを一四半期、一期ごとに雑誌、書籍等をならみ合せて、出版部において審議してきめるわけでありませう。しかし今のやうな雑誌とか書籍が今後どん／＼出て行くのでありますから、そういうものは審議会、専門学識経験の人たちとよく相談されまして、特に出すべきものなどというのに対しては融通性をもつて初版を認めて行くといふやうに、委員会では努力しておるわけでありませう。今申しましたやうに、新聞は一紙がふえれば一紙が減るといふやうなことになるわけでありませう。御参考までに御承知くださることかと存じますが、新聞は運輸上非常に損紙がありまして、一割を新聞社に損紙として認めておるわけでありませう。この損紙が新聞社の自由な出版の方へまわつたり、あるいは出版協会の関係のない原料として利用されたりする場合もあるといふやうに、正當のわくで出たものが出版のわく以外に發行される場合もあるわけでありませう。さう御承知願ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 先だつての新聞の報道では、婦人雑誌の三社、主婦と生活、スタイル、ハンドブック等が用紙割当の三十倍から五十倍の發行をやつておるといふことで、途檢されておるといふことですが、こういうものについてどう処置されておるのですか。

○森國務大臣 書籍出版の方、雑誌の場合においては一定のわくがはめられてあるのであります。御承知の通りザラといひます。仙花紙が統制されておりましたために、仙花紙が利用されてゐるのが多いのであります。今日新年発刊の婦人雑誌などを見ましても、正規の紙でなしに仙花紙が使はれてゐるのであります。さういふために

仙花紙も統制しなければいけないといふことを、関係方面からも注意を受けてゐるのであります。仙花紙の統制をやつていかういふことは、非常に一般出版界に影響することが多いので、今慎重に考へてゐるわけでありませう。しかしあまり目に余るやうな仙花紙がさういふ方面に利用されるといふことはなかりまして、先般あつたやうな処置に出ざるを得なかつたといふことを、御承知を願ひたいと存じます。

○園谷委員 質疑を打ち切りました。論に入りたいと思ひますが、いかがですか。

○園谷委員 異議なしと認めます。よつて質疑はこれにて終了いたしました。これより討論に入ります。

○水谷(昇)委員 だいたいま大臣初め当局の御説明を伺ひまして承知いたしました。それから、原案に賛成いたします。

○伊藤(泰)委員 先刻ちよつと質問しましたやうに、政府としては今後最も適切な方法を講じていただくといふことを前提としたしまして、私は無修正で賛成いたします。

○園谷委員 これにて討論を終結いたしました。

これより採決をいたします。新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基づく同法の継続に対する国会の承認を求めるの件を議題といたします。本件に承認を與へることに賛成の諸君の御起立を願ひます。

【議員起立】

○園谷委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○松本(七)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○園谷委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○松本(七)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○伊藤(泰)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○水谷(昇)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○園谷委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○松本(七)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○園谷委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○松本(七)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○園谷委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

○松本(七)委員 起立議員、よつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

これにて暫時休憩いたします。
午後零時十八分休憩

午後一時四十九分開議

○國谷委員長 これより再開いたします。

各派共同提案による教育公務員特例法案の修正案が提出されております。まず修正案の説明を求めます。松本七郎委員。

○松本(七)委員 私より各派共同提案にかかると修正案を御説明申し上げます。まず修正案を朗読いたします。教育公務員特例法案の一部を次のように修正する。

第十四條第二項中「俸給の全額を支給することができる。」を「給與の全額を支給する。」に改める。

第三十三條中「國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、」を削る。

以上の二点でございます。最初の十四條の点でございますが、これは特に教員が結核性疾患のために休職する場合に、原案では「休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。」となつておりましたのを、「俸給」を「給與」に改め、「支給」することができ、「支給する。」に改めたわけであり、元來結核性疾患は消費病と呼ばれ、るほど非常に費用がかかるのであります。一般の世論も、また当委員会においても、休職期間も二年では短い、三年にすべきだという意見も出ておりました。ところがこれが諸般の事情から二年にとどめなければならぬ、いふようになりましたので、せめてその間の療養費収入をできるだけ多く確保する必要があることは当然であります。し

か「俸給」ということになり、政府の答弁にもありましたように、基本給だけということに限定され、その手当その他を含めたものにすべきである。その必要から「俸給」を「給與」と改め、かつ「支給」することができ、「支給する」というので、はつきり「支給する」ということを明記いたしましたわけであり、

次に第三十三條でございますが、これは、公立学校の教員というものは、教員という身分と同時に地方公務員の身分を有せしめ、地方公務員に規定する法案が制定されるまでは、政令で國立学校の学長、校長、教員または部局長の例に準じて特別の定めをするということに原案ではなっております。大体

本法の第三條により、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。と明記してございまして、公立学校の教職員は明らかに地方公務員でございます。従いまして地方公務員法が制定されるまでの間、特別の定めをする必要がある場合には、当然一般の地方公務員が現在適用せられてゐる規定によるべきであると思つております。それにもかからず、このように公立学校の校長云々という文句がございまして、せつかく今までの既得権を侵害されるおそれもあるにございまして、今後政令が発表される場合に、この法律案で特別に教員というものを重要視して、いろいろの特例を認めたその趣旨に反する危険が多分にありますので、これを除いて修正したわけであり、この点

は、今後政令が発せられる場合には、一般の地方公務員は現在適用せられてゐる規定によるべきであるという意思を、ここにはつきり表示したものであり、とこの趣旨を特につけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○國谷委員長 これより教育公務員特例法案並びに各派共同提案による修正案を一括して議題といたします。討論に入ります。討論は通告順によつて行います。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 ただいま上程中の教育公務員特例法案に対する修正案並びにこれを除く原案に、民主自由党を代表いたしまして賛成の意を表明いたします。

本法案は、教員すなわち教育公務員の職務と責任は、他の官公吏と同一に扱うことが適当ではなく、かつ不十分であるという特殊な理由に基いて優遇する特例法でありまして、すでに第二國會に教育公務員の任免等に関する法律案として提案されたものであります。が、國會の会期の関係上成立を見るに至らなかつたのであります。しかるにこの國會においては閉會中も審議を続行することと決議せられた次第であり、その重要性を認められた次第であります。従つて第三國會に継続案件となつたのであります。第三國會においては同案に対する一般法たる國家公務員法の改正が行われましたので、これに伴つて同案にも所要の修正を施す必要が生じたことと、また一方教育委員会法が去る七月十五日公布施行され、十一月一日から都道府縣及び五大市その

他若干の市町村において、教育委員会が成立いたしましたことにより、官吏の身分を有しておられる教員の身分を地方公務員に切りかへること、教員の人事に対する教育委員会の關係を具體的に明示する必要があるため、教育公務員の任免等に関する法律案は撤回され、さらに検討を重ねて、あらためて教育公務員特例法案として提出せられたものであります。そこで本案を慎重審査いたしましたところ、その特色と審査したところは、一、採用と昇任は官公吏のような競争試験をやめてすべて選考主義によること、一、大学の人事については、採用、昇任、退職、懲戒等一切の身分關係は大学の管理機關にまかせ、學問の自由と自治を尊重すること、一、教育公務員はその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないこと、これがために研修に必要な施設や計画を行うこと、一、休職については、大学は大學管理機關で独自に行い、高等学校以下は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては満二年とし、その間休職者に給與の全額を支給すること、これは原案の第十四條の第二項では「俸給の全額を支給することができ」とあつたのを、「俸給」を「給與」とし、「支給」することができ、「支給する。」と修正したので、原案よりも修正案の方が優遇の程度が高まり、かつ確實になつたわけであり、この修正案に賛成する次第であります。次に、懲戒については、國家公務員法では、懲戒を受けて不服の場合にあつたら説明書の交付を請求することができ、懲戒を受ける前に懲戒審査

を受け、さらに不服の場合にはそのあとも請求ができるというように、二重の道が開かれておること、一、第二十一條において校長、教員等が本務以外に教育に関する他の職務に従事することができ、規定を設けてあること、この趣旨によつて、以上はいずれも一般公務員に対する特例を規定したもので、教育公務員の特例性にかんがみて、まことに適切妥當であると存じます。この意味合において、第十四條、第三十三條の修正案並びにこれを除いた原案に賛意を表明いたします。

○國谷委員長 田淵君。

○田淵委員 社會黨を代表いたしまして討論いたします。米國教育使節團の報告書並びに連合國の日本の教育制度に対する管理政策におきまして、教育の絶対的自由ということ、教育者の自由の裏づけをなすところの教育者の自由ということが、保障されなければならないというふうに申されておられるのであります。この精神と並行的にわれわれは教育基本法を制定したのであります。この教育基本法に盛られておりますところの精神も、また教育の自由というところに力点を置いておられるのであります。従つて教育の自由ということはどこまでも保障されなければならないと思つて、教育者の自由が保障されなければならない。教育者の自由が保障されなければならない。政治的活動の自由もまた保障されなければならない。これは一つは教育公務員なるものが、地方公務員をも含め、その國家公務員、一般公務員とその性格において相違する点

を持つておるところからも、規定されるべきものかと思つてあります。申すまでもなく國家公務員は國家本來の機能たる立法、特に行政、司法の機能を担当する人々であります。言いかえれば國家機能の手段そのものであります。従つて機能上法律の忠実な実施と政府の仕事の能率的な運営を、最高の職務とするものであります。公共に對する義務を負い、政府の直接管理に從わなければならぬのであります。これに引きかえまして教育公務員は國家の機能を担当し、またはこれに協力する公民を育成養護するところの、すなわち養育するところの人々なのであります。そこで機能上國民的、公民的、人間的能力の育成養護をその職務とするものであります。常に自主的活動に任ずべきものでなければならぬと思つてあります。ここに一般公務員と教育公務員との相違の核心がある、性格の相違点があると思つてあります。こういう立場、観点からわれわれは國家公務員、地方公務員をも含めたところの國家公務員と教育公務員との扱いに、異なる規定がなくてはならない。そこで申すならば教育公務員法とも稱すべきものを、單獨立法する必要があるというのを強く主張したいのであります。今回提出されましたところのこの教育公務員特例法案は、教員の任免、服務等に関するところの身分上の規定、分限上の規定というものを主としてゐるものであります。ただいま申したところの教育公務員法と稱すべきものではないと思つてあります。こういうわれわれの考え方からいいますならば、將來政府においては教育公務員法案なるものを用

意されることが必要であり、また政府においてそれが不可能であるならば、國會において、當委員会においてその立案をなすべき要があるのではないかと考へるものであります。けれどもこの教育公務員特例法案は、予想されます教育公務員法案との關係におきましては、そこに齟齬するものが一般的には見られないのであります。この法案の限りにおいては、われわれはこれが審議に協力しなければならぬという立場をとつたのであります。但し條章の各部分にあたりましてはなお修正する点が認められまして、先ほど修正案の説明において明らかにされましたところは、修正の要があるというふうに認めたのであります。諸般の事情からその修正原案なるものが、全般的には許されなかつたという關係から、あげられまして第十四條及び第三十三條の修正に賛成したいと思つてあります。第十四條は一言にして申しますならば、教員生活を積極的に保障しようとする規定でありますので、まことにけつこうだと思つてあります。第三十三條は、これは教育活動を、つづめて申せば保障するところの強い規定のようによろしく考へるものであります。なおこれだけをもつては足りませんけれども、この限りにおいては賛意を表したいと思つてあります。従つて修正案に賛成いたしますとともに、修正案を除くところの原案に社會党としては賛成いたしたいと思つてあります。討論を終ります。

○國谷委員長 伊藤君。

○伊藤(泰)委員 私に民主黨を代表いたしまして各派共同提案の修正案に賛意を表するものであります。但し私の

信念の一端を述べて、將來一層の適正をはかりたいということをお願いしております。教育民主化のためにすでに都道府縣の教育委員会が出現し、さらに近き地方教育委員会も全面的に充足することになつておるので、公立学校以外の教職員は、國家公務員とは異なる機構となつておるやうにわれわれは考へられます。もちろん教職員も社會公共の奉仕者でありますから、十分にその義務と責任を果さなければならぬことは当然であります。從來の官吏に準ずるやうな機構とは大いに差がありまして、実は私たちは昨年から教員身分法というやうな案を考慮して、教育民主化のために最も適切な措置を研究して來たのであります。この教育公務員特例法案は、ほとんど國家公務員法案に準ずるやうなものに感じられますので、相當の修正を企圖して來たのであります。その筋の強い意見もあり、わずかに第十四條の第二項と第三十三條の中のある一点の修正のみでは、われわれとしてはまだあきらめない点がたくさんあります。なお修正を加えたい点がたくさんあります。すなわち今後必要に應じて隨時修正すること

を條件といたしまして、今回はひとまずこの各派共同提案の修正案を採決するということに、われわれ賛意を表するものであります。われわれの持つ信念の一端を申し述べて、今後ともこれを適正に、必要に應じて修正することを保留していただきたいということを通じて、この案に賛成する次第であります。

○國谷委員長 大島君。

○大島(多)委員 私は國民協同黨を代表いたしまして、ただいま上程中の教

育公務員特例法案の政府原案、並びに各派共同提案の修正案に、若干の意見を述べまして賛成するものであります。さきに成立いたしました國家公務員法の審議の際、教育に關して特に重大な関心を有するわが黨といたしましては、教育の本質よりいたしまして、教育職員を一律に同法案をもつて律することの不適當なゆゑを極力主張し、少くともこれを特別職のわくに入れ、教育職員に對しては別に教育公務員法として單獨立法の必要性を説いたのであります。が、不幸にしてわれわれの主張はいれられなかつたのであります。その結果教職員は全面的に國家公務員法の適用を受けるやうなことになること、さういふ不都合を幾分かでも緩和し、教職員のために幾分かでも有利にするために、文部省當局がかねて用意をし、準備を進めて参りましたのが本法案なのであります。が、本法案を検討いたしますと、われわれの平素の主張が幾分感られておるやうな程度でありまして、われわれの主張とまだ相當の距離を窺見することは、はなはだ遺憾に思ふ次第であります。たとえは先ほど田淵委員からお話がありましたやうな点、それから研修に關する章を設けながら、これに十分なる経費の裏づけをなさなかつた点とか、あるいは結核性疾患にかかり、長期の休養を必要とする場合において、われわれは満三年の休職の期間を主張したのに満二年となつた点などは、ぜひとも修正を必要とすると思つてあります。が、十分なる審議の期間なきため、不満足なる結果に終つたことをはなはだ残念に思ふものであります。しかしわれわれが最

初から主張し、修正のため必死の努力を続けて來た第三十三條の修正が各位の御賛同を得まして、幸いに修正の目的が達せられましたことは、せめてもの慰めであるのであります。なお幾多申し上げたい意見もありますけれども、他は省略いたしまして、次期國會におきまして、本法案が有する不備の点は修正するべきであり、かつわが黨はその目的に向つて不斷の努力を継続する意思のあることをここに表明いたしまして、本法案並びに修正案に賛成する次第であります。

○國谷委員長 久保君。

○久保委員 新自由黨は本法案の修正案と修正案を除く政府原案に賛成するものであります。國家公務員法ができ

て、教育公務員が國家公務員一本で律せられるやうなことの不都合さは、十分分界で認められておつたのであります。今回この教育公務員の特例性に基いてこの法案が上程され、ここに修正案並びに原案について、各黨賛成の意見が述べられまして、まさに可決されようとしておりますことを私は非常に喜ぶものであります。

思うにこの法案というのは、日本の教育というものが、新しくわれわれが今生み出すやうとする日本の再建に、最も根本的な役割をする。教育なくしては日本の再建はできないのだという観点に、この法案が立つておるといふこと、そしてその教育をなし遂げるところのものは、かつて教育公務員にあるという立場から、その教育公務員の特例の事情、それを考へてこの教育公務員の任免、あるいはその他のことで教育公務員の立場を庇護し、そして別のやうした規定を設けようとしたの

でありまして、これはまことにけつこうなことだと思つております。ただこの機会に二、三の希望を政府当局に申し上げておきたいと思つております。本法のいづれは解説というものがつくられると思つております。関係者に対しては政府当局において講習、傳達等のこともまた行われると思つておりますが、そうした機会には、まず第十三條の規定、すなわち教育長が本法では選考権者という言葉を使つてある。われわれの考え方からすれば、これは教育委員会法の四十九條と矛盾するやうな感じがするのであります。選考権というものは人事権の一部をなすものであり、従つて人事権を持つ教育委員会が選考権者でなければならぬ。あえて選考権者という言葉を使うならば、その選考権者は教育委員会でないならば、私は思ふのであります。しかしながらこれは政府当局の説明なり、あるいは関係方面の解釈におきましては、教育長の選考権というものは選考事務という程度のものであり、それは本案の第十五條で、任命権がはつきり教育委員会にあるといふことで、今私が申しました選考事務といふやうな意味に全然とれると思つてあります。そういう点を間違ひなく関係者に傳達され、解説されんことを希望するのであります。

その次は、本法と関連して大学法の成案を急がたいといふことであります。本法ではその第二十五條で、大学管理機関といふ言葉を讀みかゝることゝ規定してあるでありますけれども、これでは、早く大学法といふものができて、そしてこれがはつきりしなければ、國家公務員たる教育公務員

の人事問題は、はつきりしないと思つてからであります。

第三点は、これも前の方が申されたことでもありますけれども、逐條審議のときにも申しました通り、教育者がほんとうに教育を行うためには、研修といふことが絶対に必要である。研修といふことがない教育者は、教育力といふものがない。——教育力と私が申しますのは、教授力といふことではありません。教授力をも含めたものと廣い意味の教育力であります。この教育力といふものは、研修のない人にはできないことであり、最も大事なことであります。その研修の規定があることは、私は非常にけつこうなことだと思つてあります。費用の規定がないのは、これは非常につくうなことだと思つてあります。費用の規定がないといふことは、こゝういふことについて非常な認識の足りないわが日本の今日の学界では、えてしてこゝういふものを無用なものだと考へる。まだ費用の足らないことからして、教育者にせつかつくの研修の機会が與えられても、その教育者を経済的に非常に苦しめる結果になつておる。過去においてさうであつたばかりでなく、現在もまた同様の状態である。私はこれを考へるときに、案にこの点を心配するのであります。しかしながら、文部当局におきましては、この点はよく認識されて、これについていろいろの計画や調査等も進められておることを聞いたのであり、関係方面でも、何もこのことについては理解がないことではないのでありますから、ぜひこの点の規定をこの法案にはつきりすることく、準備を進められたいと私は希望するものであります。

第四点は、さつき申し上げました通り、私はこの法案の成立を非常に喜ぶのでありますので、従つてこの法案が一日も早く施行されることを希望するのであります。その一日も早くこの法案が施行され、これが効力を発するた

めには、これに關する政令が必要である。従つてその政令をどうか一日でも早く出していただきたい。そしてこの法案の効果が早からんことを希望するものであります。以上四つの希望を申し上げまして、本法の修正案並びに政府原案に賛成するものであります。○國谷委員長 これにて討論は終りました。採決いたします。採決の順序を申し上げます。まず各派の共同提案による修正案、次に原案を採決いたします。まず各派共同提案による修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。〔議員起立〕○國谷委員長 起立議員。よつて本修正案は可決いたしました。次に修正の部分を除く原案について採決いたします。修正の部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。〔議員起立〕○國谷委員長 起立議員。よつて本修正案は修正議決されました。○下條國務大臣 ただいま本委員会において、内閣提出の教育公務員特例法案を修正議決せられました。まことにありがとうございます。存する次第であります。実はたいへん遅れて提案いたしましたので、審議期間もはなはだ短かったので、御審議の御都合の悪いことを考へますと、まことに申訳ないやうに思つております。にもかかわらず、きわめて迅速に御審議を煩わしまして、遂に修

正議決を得ましたことは、当局としてまことに感謝にたえない次第であります。御承知の通りに、文部当局といたしましてはあくまで教員の味方でありまして、この法案もまたその線に沿ひました教員擁護の規定であるのであります。今後御趣旨を体しまして、また久保委員がお述べになりました四つの御希望等も十分尊重いたしました。この案が兩院を通過いたしましたあかつきには、その運営につきましては遺憾なきを期したいと思つております。ここにあらためてお礼を申し上げます。○國谷委員長 お諮りいたします。請願日程が残つておりますが、いかがいたしますか。○水谷(具)委員 引続き審議を進めていただきたい。○國谷委員長 水谷委員の動議に御賛成ですか。〔賛成と云ふ者あり〕○國谷委員長 それではそのようにすることにいたします。暫時休憩いたします。午後二時三十分休憩

午後二時四十二分開議
○國谷委員長 再開いたします。請願に關する審査をいたします。日程第一、教育予算増額に關する請願外十六件、文質表番号第二十七号。○水谷(具)委員 教育予算増額に關する請願の要旨を、紹介議員にかわつて御説明申し上げます。戦争による荒廃から文化社会の建設へと立ち上る國民の意欲の中核となるべき教育の問題は、その重要性に比してあまりにも僅少な教育予算のために置き去りにされてゐる。六・三制の教

育制度も教育施設の貧困、教育関係者の生活の窮乏、また内容の伴わない空虚な現実の姿でもります。教育委員会法の制定によつて、教育は名実ともに國民のものとなつたのであります。教育財政の貧困はその前途に暗い影を與えておる。國家再建の基盤は教育にあることを信ずる。私どもは義務教育費全額國庫負担はもちろん、教育の重大性にかんがみ教育費の大幅増額をこゝに強く要望するものであります。どうぞよろしく御審議の上御採決あらんことをお願いいたします。

○國谷委員長 政府の説明を求めます。○總務府委員 教育予算の増額については、新学制の実施とともにこれまで努力して参つたのでございますが、はなはだ遺憾ながら國家の財政その他の都合によりまして、十分な計上を見なかつたのは残念に考へる次第であります。六・三制の予算についても、ただいま人員の自然増加の分についての建築は、二十三年度で一應数字的には終つたのでございますが、非常にたくさんんの二部制及び仮教室その他寒冷地方における設備等、まだ完成すべきものが非常に残つておりますので、この予算の増額については大いに努力したいと思ひます。なお教育委員会法ができて教育が教育委員会の手に移つたのでございますが、その予算の獲得の面についても、できるだけ早い機会に教育財政を確立する意味において、学校財政法といふやうなものを制定して御協賛を得たいと思つて、ただいま研究を進めてゐる次第でございます。ただ御請願の中にあります義務教育費全額國庫負担について

具体的な方策をとりまして、これが実現方にたたいま努力をいたしておるののでございます。しかたないまのところで、なお十分なる対策を講じておるとは残念ながら申されないものであります。御請願にございました教育金

は、その方途といたしましてはきわめて重要な、かつごもつともな御請願の点と考えますので、この点につきまし

ては、十分にその研究をいたしてみろ
つもりでございます。

○圓谷委員長　日程第四、手藝科の独立並びに手藝教員檢定制度を復活する請願。

○伊藤(恭)委員 請願の趣旨を簡単に申上げます。現代日本の産業、経済、貿易、風潮、生活各般の実情にか

んがみ、日本独特の手藝を振興させることは焦眉の急策であり、その基調をなすものとして、学校における手藝科

の独立と手藝教育檢定制度の復活を、急速に実施していただきたいというのが請願の趣旨であります。その理由と

いたしましては、戦後疲弊したわが國の國力を回復するためには、貿易國策を強力に推進することが肝要でありま

す。しかして物資の缺乏せる現狀においては、わが國獨特の技術と文化を生かすことであり、これまた世界の平和

と文化に貢獻するゆえんでもあります。國內的には荒廢した社会民心を美化し、困難なる経済生活を営む國民に

家庭授産の道を開き、あわせて文化國家建設の民族的大目標達成の見地よりして、日本美術の再建は今や緊急の國

策であります。これら貿易、産業、生活等の根本をつちかうものの一つは、学

校における手藝教育であり、同時に優秀なる手藝教員の養成であり、このためには学校における手藝科の独立と手藝教員検定制度の復活等が、その根本となつて参りますが、日本の従前の教育史を通じて継続して実施せられて来たところのものが、戦時中廃止せられて、そのまゝになつておりますから、以上の理由に基いて、ここに学校における手藝科の独立と手藝教員検定制度の復活を、即時実施していただきたいとお願いする次第であります。以上の理由によりまして、どうぞ請願の趣旨を御採択いただきますようお願いいたします。

○鋼木政府委員 請願の御趣旨にあります手藝教育は、日本の独特の技術と文化を向上させます上において重要であり、かつ日本の現下の貿易という面から申しまして、また國內生活の文化的な建設という面から申しまして、非常に重要であることはまつたく御同感でございます。これが新しい教育の中に今まで入つていなかったものでございますが、文部省といたしまして、その重要性にかんがみまして、新制高等学校の教科課程の中に、來年度すなわち二十四年度から一教科といたしましてこれを加えることに予定をいたしました。ただいまその準備をいたしておるのでございます。なお手藝科の教員の養成につきましては、近く教員免許法案を研究してつくりつつあるというふうな現況でございます。この免許法の立案にあたりましては、この点も十分考慮いたしまして考えたいと存じます。

○圓谷委員長 これより採決を行います。

○松本(七)委員 動議を提出いたします。すなわち日程第四の請願は採択の上、内閣に送付するのを適當と認めますので、さようとりはからわれんことを希望いたします。なお残余の請願については、その決定を延期せられんことを希望いたします。

○圓谷委員長 ただいまの松本君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○圓谷委員長 御異議なしと認めます。それではさようとりはからいをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

(参照)

教育公務員特例法案(内閣提出)に関する報告書

新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の確認を求める件(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊に一括集録)

昭和二十四年二月四日印刷

昭和二十四年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局